

# 政治的主体としての発達障害者

— 熟議デモクラシー論の陥穽とコミュニケーション障害

湯本真純

## はじめに

合意形成を行う政治的主体に誰が含まれ、誰が含まれないかという範囲は可変的なものであり、その時代の価値観を反映する。時代の進展とともにその範囲は拡大されてきたし、近年では人間という枠を超えて、動物（ヌスバウム）や自然環境（ドライゼク）をも主体に含めようと議論されている。しかし、いましばらく人間の多様性ということに踏みとどまって考えてみるならば、既存の主体論は、その多様性をどこまでカバーしてきただろうかと問わなければならない。

本稿で焦点を当てる高機能の発達障害者<sup>1)</sup>は、これまでの主体論から零れ落ちてきた人々である。彼らは「正常」な人々と、重度知的障害者という明示的な障害をもつ人々の狭間で、見落とされてきた。しかし発達障害者の抱えるコミュニケーションの障害に真剣に向き合うことは、政治学にとっての中心的課題であるはずだ。なぜならコミュニケーション障害の人々を政治的主体として包摂するためには、その主体像の問い直しだけでなく、合意形成が行われている公共空間のあり方そのものを再考することが求められるからである。発達障害者を政治的主体として扱うことによって、合理的な語りを基準とする熟議の空間で、コミュニケーション障害の人々の語りをどのように聴き取っていくのかという問題が浮上する。発達障害者を扱うことは、政治学における合意形成の議論に新たな切り口を提供

すると思われる。その射程は、政治学そのものの問い直しを含んでいるかもしれない。

本稿の課題は、発達障害者を政治的主体として扱うことの意義を論じることである。第一節では熟議デモクラシー論の想定している討議がどのような性格を有しているかを確認する。第二節では共約不可能な差異が熟議の内部で生じた場合に、その問題を取り扱うための視座として知的に障害をもたない発達障害者が適切であることを論じる。その際参照するのが社会福祉学の領域における、重度知的障害者の包摂に関する議論である。第三節においては発達障害者を政治的主体として包摂するための方途としてヌスバウムの議論を参照し、最終的に第四節ではヌスバウムの議論でも合意形成のあり方に関する問題が手つかずのままであることを指摘する。

## 1. 熟議デモクラシー論におけるコミュニケーション

多様な他者との間に合意を形成するためには、公共圏におけるコミュニケーションが不可欠である。なかでも熟慮と討議による意見の変化や合意形成に重きを置くのが、1990年代以降盛んに論じられている熟議デモクラシーの考え方である。熟議デモクラシー論では合意形成過程において市民の自由で開かれた討議が行われることが重視される。

本稿で着目したいのは、そうした熟議デモクラシー論が想定しているコミュニケーションの特徴はどのようなものだろうかということである。熟議デモクラシー論において期待されるのは、自らの意見を理性的に表明し、相手を説得するような語りである。そうした語りが合理的で誠実であるとされる。人々が合理的で理性的な熟慮と討議を行うことで、導き出される合意の正統性が確保されている。

ここで問題となるのは、そうした合理的な語りはすべての人にとって自明のものではないということである。熟議デモクラシー論の可能性は、これまで抑圧されてきた人々の声なき声を吸い上げることにある。熟議デモクラシー論は、リベラル・デモクラシーを批判する形で唱えられてきた。リベラル・デモクラシーにおいて人々は選挙によって政治に参加する。選挙では代表されない多様な声をすくい取る必要性から熟議デモクラシー論

が生まれてきたのである。しかし、合理的で理性的な語りを規範とする限り、熟議から漏れてしまう人々が存在するというジレンマに直面せざるを得ない。論理的で理性的である語りは、西欧・白人・男性なおかつ定型発達者<sup>2)</sup>にとって良しとされてきた語りのモードであるが、特定の語りのモードを基準化することによって、異なる語りのモードは排除されている。熟議はつまり、そうした語りをする人々に対して、同化を強要するか、さもなくば熟議空間から締め出すかという暴力性を帯びているのである。熟議デモクラシー論のもとでは、人々は「議論における卓越性という競争」(五野井2005)にさらされることになる。公共的な議論に参加するためのコミュニケーション能力が熟議デモクラシーにとって不可欠な市民の能力だとすれば、そうしたコミュニケーション能力に不足している人々は圧倒的に不利である。コミュニケーションがもてはやされればされるほど、コミュニケーションを不得手とする人々の苦しさを取りこぼされていくのである。

合意形成の抱えているこのような問題に対して、「聴く」ことが重要である。聴くことは、しばしば「相手の言いなりになること」と思われがちである(山田2010)。しかし、そうではなく聴くことは傾聴することであり、相手を「耳を傾けるに値する者」として対等に扱うことである(山田2007)。議論の場から事実上排除されている人々を包摂するためにも、聴くことによって語りのモードの異なる人々の声を受け止めていくことが必要なのである。

もちろん、合理的でない声に耳を傾けることは容易ではない。聴くことによる包摂は、次のような指摘と表裏一体である。聴くことはそもそも、「おそらく見ること以上に、自らをヴァルネラブルにする行為である」(齋藤2008:96)。聴くことによって、「他者と自己の間にある差異や抗争」が露わになるだけでなく、「自己と自己との間の抗争」にも直面することになるからである(同前)。そうした聴き手の無傷でいられなさ、ヴァルネラビリティが、聴くことをより難しくしている。それに加えて、聴くことは語り手との間の「非対称性」にも左右される。「語り手の言葉や表現のあり方に社会的・経済的な不平等や文化的な非対称性が深い影を落とすように、そうした非対称性は聴くことを阻み、聴きかたを歪める」(同

前) ことがあるのだ。語り手と聴き手の関係性は、社会経済的關係から逃れたフラットなものではない。聴くという行為は、語り手の置かれた位置の非対称性によって左右される不安定なものなのだ。こうした点を踏まえてなお、聴くことを実践していかなければならないのである。

## 2. 熟議に内在する共約不可能性——グレーゾーンとしての発達障害者

けれども、「聴く側のどのような熱意によっても、その意思を汲みとることの困難な人々、或いは意思そのものの存在さえも見出し難い人々」(田中2012)がいることを忘れてはならないだろう。「言説の資源」(齋藤2000)の非対称性に耳を傾けてもなお、包摂しきれない人々がいる。そうした人々として田中耕一郎が指摘しているのが、重度知的障害者である。田中は、かっこ付きの〈重度知的障害者〉と表すことで、リベラリズムが「自らの理論的整合性や普遍化を求めようとした際、その作業を乱す混乱因子として、理論的射程の埒外に放逐したある種の人々」(田中2009)を総称している。つまり、「リベラリズムが求めた市民としての要件、合理性や道徳性、自律性等の主體的要素の欠落体として評価される人々」である(同前)。〈重度知的障害者〉こそ、既存の政治的主体像を批判する視座を提供してくれるのだと田中は指摘する。

〈重度知的障害者〉を論じる上でもっとも重要なのが、「言説の資源」を持ちえないという特徴であるという。田中が重度知的障害者に着目するのは、彼らのそうした特徴による。彼らは自ら意見を表明できないし、合意形成の過程に参加できない。「言説の資源」をもたないということは、その言葉にほんとうに耳を傾けることができないということなのである。

〈重度知的障害者〉にとっての「言説の資源」のなさは、文化帝国主義における被抑圧者の「言説の資源」のなさとは異なることに注意しておかなければならない。文化帝国主義批判の文脈において「言説の資源」をもたないとされてきたのは、西洋近代社会から見た〈文化的他者〉であった。しかし厳密に言えば彼らは「言説の資源」をもたないのではなかった。〈文化的他者〉にとっての「言説の資源」のなさは、その言説が十分にくみ取られなかったという意味で「ない」のである。そうした〈文化的他

者)の「わからなさ」は、認知症や〈重度知的障害者〉の「わからなさ」と位相を異にするだろうという児島(2006)の言葉を引きつつ、田中は次のように述べる。すなわち、「〈重度知的障害者〉こそが言葉の真の意味でアーレントの言う〈見棄てられた境遇の人々〉にほかならない」(田中2009)と。

聴くことによる包摂は、規範とは異なる語りのモードをもつ人々の間に共約可能性を見出し、合意を形成していく。しかし〈重度知的障害者〉という観点が聴くことに対して突きつけているのは、共約不可能な差異といかにして向き合うのかという問いである。どのようにしてもその声を理解できない人々に対して、「わからない」からと排除することなく政治的に包摂していくためには、田中が言うに政治的主体そのものの問い直しが必要である。

〈重度知的障害者〉という視座は、政治的主体像の問い直しを要請するのである。田中は、「生命そのもの」(同前)を政治的主体の要件として据えるべきだと主張する。〈重度知的障害者〉を包摂するためには、市民として求められる合理的なコミュニケーションを行う能力を問い直さねばならない。市民であることの条件として想定されているある種の能力要件を緩和・破棄することなしに、彼らを包摂することはできないのである。そしてこの問いは、人間であることそれ自体を主体として認めるべきだという結論を導くのだ。

田中はこのように、重度知的障害者こそが既存の主体論を批判する視座として有効であると論じている。しかし政治的主体の問い直しは、合理的な主体を前提とした合意形成のあり方を見直すことにもつながる。だが〈重度知的障害者〉は「言説の資源」をもたないがゆえに議論に参加しえない人々である。このとき彼らと「正常」な人々との間の共約不可能性は、熟議の外部にある。この共約不可能性や「わからなさ」が議論の内部で生じる場合がありうる。そこでこそ、より深刻な問題が生じるのではないか。

そしてそのとき適切な視座を提供してくれるのは、重度知的障害者ではなく、知的に障害のない発達障害者である。彼らは周囲の理解がありさえすれば就労も十分可能で依存状態にもないため、「正常」な人として討議に参加し合意形成の過程に関わりうるれっきとしたアクターとみなされる

にもかかわらず、コミュニケーションの仕方が合理的でないがゆえに討議をかき乱し合意形成を困難にし、結果的に「よくわからない」存在として公共性から排除される。発達障害者は「正常」な人々と重度知的障害者の二分法では零れ落ちてしまうグレーゾーンに位置しているというべきである。熟議デモクラシーの抱える合理性と排除の問題に取り組むためには、このグレーゾーンにこそ注目すべきである。発達障害者の声を聴くことができるか、と問うべきなのである。

熟議デモクラシーにとって、「合理性」は重要な価値を置かれている。「合理性」をめぐるさまざまな生じている熟議上の問題を論じるためには、政治的主体としての発達障害者の問題を取り上げなければならない。重度知的障害者に着目して包摂を論じた田中は、政治的主体の前提とする人間像を問い直しはしたけれども、重度知的障害者は熟議に参加しえないために、熟議のあり方をめぐって生じる問題には言及できなかったのである。発達障害者を政治的主体として適切に熟議に包摂すること、これが合理性をめぐる生じる熟議デモクラシー論の陥穽に向き合う方途であるはずなのだ。

発達障害者は、文化的他者や貧困者のように政治的コミュニケーションから排除されている他の人々とも異なる困難を抱えている。発達障害の「障害性」は、一般的には(1)相手の気持ちが分からず、自分の気持ちもうまく伝えられないため、人間関係がうまく持てない、(2)考え方が拘り定規で、融通が利かないため、暗黙の了解が育ちにくく、社会性が育ちにくい、(3)言葉の意味を取り違えたり、多量の情報の処理が難しいため、コミュニケーションがうまくとれない、(4)特定の事柄にばかり注意が向かい、全体を見通した考え方が苦手である、(5)怠けているわけではないのに、知的水準に見合った学業成績が得られない、(6)感覚の感受性が特別で、特定の感覚が極端に過敏であったり鈍感であったりする、(7)自己コントロールが難しく、些細な事で切れ易いため関係性が持ちにくい、(8)自分が興味のあることにのみ注意が向かい、興味のないことへの注意の持続は難しい、(9)対人的な相互交流ができず、情緒的なやりとりがないため、クレマーになる、といった形であられるが<sup>3)</sup>、これらの症候は脳の機能障害に由来している。文化的他者や貧困者

に対する排除は、経済的な分配の是正やシティズンシップ教育によって解決しうる。それは既存のコミュニケーションのあり方に彼らを近づけるという意味で同化を伴う包摂である。発達障害は脳の機能障害であり、療育によってある程度の社会性の獲得は可能であったとしても根本的な治療はできないのであって、発達障害者のコミュニケーション障害は彼らに固有の困難をもたらしている。合意形成のあり方そのものを問い直すことなしに彼らを包摂できないという点で、根本的な問題提起をしているのだ。

### 3. 発達障害者を政治的主体として包摂するために ——ヌスバウムの議論から

政治哲学の立場から発達障害者の包摂を論じているのがヌスバウムである。本節では、発達障害者を含む障害者がロールズに代表されるリベラリズムの想定してきた合理的な人間像に基づく政治的主体から排除されてきたと批判するヌスバウムの議論を参照しつつ、発達障害者を政治的に包摂する方途の端緒を探る。

まずはロールズの『正義論』における議論を概観し、それに対するヌスバウムの批判を見ていきたい。ロールズの著書『正義論』において、社会とは、〈相互の相対的利益を目指す協働の冒険的企て〉(ロールズ2010:7)であると規定される。一人で生活するよりも協働した方が「ましな暮らし向き」(同前)が可能になることから各人は相互に協働しあう。協働するのは、各人が協働によって利益を得るときのみである。ただし、利害の一致だけでなく不一致も生じるため、「社会の基礎的諸制度における権利と義務との割り当て方」(同前)および、「社会的な協働がもたらす便益と負担との適切な分配」(同前)を定める正義の原理が必要となる。この正義の原理を導出するための仕掛けとして考えられるのが原初状態であり、公正な初期状態において合意されるのが公正としての正義である。

『正義論』の目的は、社会契約論を「一般化しかつ抽象度を一段と高めた」(同書:5)正義の構想の一つを提出することにある。社会契約論における自然状態は、ロールズにあっては平等な原初状態として記述される。原初状態とは、純粹に仮説的な状況である。原初状態では契約当事者たちは無知のヴェールによって、自らの利害にかかわる情報を制約されている。

誰も社会における自分の境遇，階級上の地位や社会的身分，もって生まれた資産や能力，知性，体力，その他の分配・分布においてどれだけの運・不運をこうむっているかについて知らない。さらに，各人の善の構想や心理的性向も知らないことになる（同書：18）。これにより，「自然本性的な偶然性」や「社会状況による偶発性」によって，政治原理の選択に影響が及ぶのを防ぐことができる。原初状態では，当事者たちは合理的な熟慮により，全員一致で正義の二原理（機会均等原理，格差原理）を選択することになるとされる。

ヌスバウムは，以上のようなロールズの議論で想定されている政治的主体を契約当事者とした初期選択状況では，身体障害者および知的障害者<sup>4)</sup>を包摂し得ないと批判した。身体・知的障害者の包摂には次の三点が必要であるとする。第一に，市民とは誰かに関する新しい思考法。第二に，相互有利性に焦点を合わせない社会的協働の目的に関する新たな分析。第三に社会的基本善としてのケアの重要性の強調である（ヌスバウム2006：6）。まずは第一の点，市民とは誰を想定しているのか，つまり社会契約論における契約当事者たちがいかなる特性を備えた存在として記述されているのかについてから見ていこう。

ロールズは初期選択状況を考えるに当たって，ヒュームに依拠して「正義が生じる情況」に言及している。「正義が生じる情況」は，「人間の協働を可能かつ必要にする，通常の状態」（ロールズ2010：170）として考えられている。「正義が生じる情況」には，客観的・客体的な情況と主観的・主体的な情況とがあるのだが，なかでも注目すべきなのが客観的・客体的な情況における諸個人のだいたいの平等性という特徴である。「諸個人は体力と知力の面でおおよその類似を示す」（同前）ため，身体的・知的に「正常」の範囲に含まれると考えられる。この知的な面での平等性ということが，さらに無知のヴェールにおける想定にも関わってくる。ロールズが格差原理を導き出すにあたって，重要な仕掛けとして用いたのが無知のヴェールである。無知のヴェールは，各人が自分に有利になるように原理を選択するのを防ぐ役割を果たしている。しかし，無知のヴェールによって一定の情報が制約されているが，契約当事者には政治原理を選択できるだけの合理性と道理性の能力が残されている。合理的であるという

ことが、当事者の属性に大きくかかわっているのである。

こうしたロールズの想定する人格を考える際に、考慮しなければならないのはカントの影響である。カントは、「知的・道徳的な能力の保持」(ヌスバウム2006:152)に特徴づけられた人格を構想する。理性は、人間と「人間以外の動物および人間自身の動物性」(同前)を区別する基準である。そして、まさにこの理性によって、人間は人間以外の動物の上位に立つ存在だとされる。このようにして、合理性によって人間と人間以外の動物及び人間自身の動物性を区別することにより、以下のような問題が生じるとヌスバウムは指摘する。それは、人間と動物との間に互恵性が成り立たないという帰結が導き出されることである。同様に、「正常」とされる人間と重度知的障害者の間にも、必要とされる意味での互恵性は存在しないことになる(同書:155-156)。相互有利性に貢献できない以上、動物や重度知的障害者は、恩恵として何らかの保護を受けることがあったとしても市民としての地位を得ることはない。市民の定義が合理性に基づく限り、知的障害者は市民たりえないのである。

互恵性や相互有利性を社会の協働の目的に据える見方は、社会契約論的な発想である。この相互有利性のための契約としての社会の観念は、私たちの政治文化に深く埋め込まれているという。ここで障害者は、適切なサポートや支援があれば十分に生産的たりうるという批判は可能である。しかし、重度の知的障害者を考えると、どんなにサポートしてもそれに見合っただけの生産性を獲得することがない。そういう意味で彼らは互恵性の関係の主体たりえない。しかしヌスバウムが言うに、「複雑なかたちの互恵性」(同書:156)が存在するのであって、よって相互有利性の観念を見直すことが必要である。

合理的な人格を設定すると、合理的でない人々は市民から排除される。適切な人間像を設定すれば、より多くの人びとを市民に含めることができ、協働の目的も変わってくる。ヌスバウムは、ロールズの依拠するカント的な政治的人格に代わる、新たな人間像を提示する。それはアリストテレスの「政治的動物」の発想に基づく人間観である。アリストテレス的な人間観は、人を「単なる道徳的・政治的な存在者であるのみならず、動物的な身体をもち、人間の尊厳がこの動物的な本性に対立するというよりも、動

物的な身体とその時間上の軌跡とに内在している」(同書：103) ような存在として考える。ここでヌスバウムが重視するのは、依存の捉え方である。人間は生まれてから成長しやがて老いて死ぬまでの間に二度、極度の依存の時期を経験する。また道徳的・合理的な機能が、病気・老齢・事故によって低下させられることもある。それにもかかわらず、合理性に依拠した人格の構想ではこれらの点を無視している。本来は、「正常」な人生の諸々の局面を永久的な損傷と区別することはできないのであって、「正常」な生と、永久的に障害を持つ人々の生の連続性を承認すべきである(同書：119)。したがって、障害と健常の区別はそれほど自明ではないということになる(柏葉2010)。人間の依存性を承認することによって、契約の当事者に障害者を含めることが可能となるのだ。

そして、障害者を主体に含めて考えるとき、人々のニーズは所得と富という物質的な基準では測れないものとなる。ロールズは再分配されるべき基本善を所得と富としたが、それに代わる基本善としてのケアの再分配が要求される。この点がケイパビリティ・アプローチに関わる。センのそれとは異なり、ヌスバウムにおいて可能性は、すべての市民のための一群の基本的な権限としてリストアップされる。そして彼女のロールズに対する重要な批判は、障害によるハンディキャップを補うだけの金額が与えられても、十分ではないというものである。車いすの人々への再分配を考えてみよう。車いすの人々にとって、十分なお金を与えれば運転手や担ぎ人を雇うことができる。しかし、「運転手や担ぎ人に頼らなければならない」(ヌスバウム2006：193傍点原文) という問題の根幹部分は残ったままである。「公共スペース自体が再設計されなければ、公共スペースへの適切なアクセスは得られない」(同前)。公共スペースの再設計は同時に、障害をもつ人々の尊厳を擁護することにもなる。障害のある人々がどれだけお金を持っているかではなく、実際に何をすることができて何になることができるのかが重要なのである(同書：193-194)。

#### 4. 発達障害者を含めた合意形成のあり方とは ——ヌスバウムが見落としているもの

合理的で独立した人間像に代わり、相互に依存し合う人間像を主体とし

て捉えることによって、ヌスバウムは身体障害者や知的障害者を政治的主体に含めることができると論じている。そして、再分配されるべきは単なる物質としての所得ではなく、基本的な権限を可能にするためのケアである。しかし、本稿の関心からすれば、ヌスバウムの議論は十分ではない。発達障害者を政治的主体として包摂する際に生じる問題に、ヌスバウムが応答しているとは言えないからである。ヌスバウムは、発達障害者を主体に含めた合意形成がいかにあるべきかという問題を見落としているのである。

ヌスバウムは発達障害者にとっていかなるケアが必要だと論じているだろうか。ヌスバウムはアスペルガー症候群のアーサーという少年を例に出して、発達障害者に必要なケアを説明している。アーサーは十二歳の少年である。彼は2000年に行われた選挙に対する嫌悪感を表現するために、ブッシュのことを「大統領 (President)」ではなく「ただホワイトハウスに住んでいる人 (Resident)」と呼ぶことに決めた。彼は十二歳にして既に政治に関する高度に洗練された理解力を有しているのだ。しかし彼はこだわりが非常に強いため、学校の先生を含め誰かがそれ以外の呼び方でブッシュに言及したとき、非常に憤慨した。アーサーにとっての適切なケアは、発達におけるこうした「揺れのあるばらつき」に、よく適合したものでなければならないという (同書：196)。

発達障害者が政治的関心や意見をもつことは可能であり、熟議に参加しうることがアーサーの例から見てもわかるだろう (アーサーはまだ十二歳であるが)。ケアを求めるためのニーズを伝えるという以上に、政治的な議論に参加するということが可能である。しかし、こだわりの強さや社会性の障害、つまり発達における「揺れのあるばらつき」が、他者との円滑なコミュニケーションを阻害している。このときに与えられるべきケアは、コミュニケーション上の配慮という形を取る。発達障害者の可能性を擁護する公共空間の再設計は、熟議を通じた合意形成のあり方の再設計となるはずである。

そして、発達障害者が単にケアを提供される客体ではなく、政治的議論に参加する主体となった場合、彼らに対するケアとしてのコミュニケーション上の配慮は熟議を媒介とした合意形成のあり方そのものの見直しを伴

うはずである。通常生じると思われているコミュニケーションの障害は、綾屋の言葉を借りれば「二者のあいだに生じるすれ違いであり、その原因を一方に帰することのできないものである」（綾屋・熊谷2008：4）からだ。しかしヌスバウムの議論において、合意形成過程における議論上の配慮が公共空間のどのような修正を要求するのかという点は、手つかずのままである。発達障害者が政治的主体として包摂されるためには、彼らのニーズや政治的意見が十分に受け止められなければならないが、いかにしてそれがなされるかということについては「個別化されたケア」（ヌスバウム2006：196）という言葉で抽象的に述べられるのみである。

ヌスバウムが、発達障害者を政治的主体として包摂する際に生じる合意形成とコミュニケーションのあり方の問題について触れないのは、彼女が発達障害を知的障害の一つのパターンに位置づけ、問題を矮小化してしまったからである。ヌスバウムの議論において、発達障害者は確かに事例として挙げられてはいるけれども、発達障害者を包摂することによって生じる困難に対応しているわけではないのである。

発達障害者を政治的主体論から零れ落ちてきた存在であると認識し、議論の俎上に載せたという点でヌスバウムの議論は興味深いけれども、発達障害は知的障害のうちの一つのパターンであると位置付けられているように、発達障害の固有性には注意が払われていない。ヌスバウムの議論が、コミュニケーション障害が引き起こす困難に真剣に対応できているかどうかは慎重に判断されなければならない。

## おわりに

本稿では、熟議デモクラシー論が想定しているコミュニケーションのあり方が、西欧・白人・男性・定型発達者にとって良しとされてきたコミュニケーション様式であり、それとは異なったコミュニケーション様式で語る人々を排除しかねないという問題に対し、聴くことの重要性を論じる中で、発達障害者を政治的主体として扱うことの意義を指摘した。発達障害者は重度知的障害者と同様に、「わからなさ」ゆえに排除されがちな存在である。しかし発達障害者は重度知的障害者とは異なり、熟議に参加する

ことができる。発達障害者を政治的主体に含めることによって、政治的主体の構想を問い直すだけでなく、そうした主体を前提とした合意形成のあり方をも見直す必要が生じてくる。発達障害者こそ、合意形成のあり方を見直すうえで重要な視座を提供してくれるのである。

ヌスバウムの議論において、発達障害者は知的障害者として位置づけられていた。ヌスバウムは障害者だけでなく「正常」な人々も人生のある地点では依存しなければ生きていけないという事実によって両者の境界線を乗り越え、障害者を政治的主体に含めることに成功した。しかし、発達障害者が知的障害の一つに位置付けられているがゆえに、発達障害者を政治的主体として含めることによるインパクトは薄れ、合意形成におけるコミュニケーションのあり方をいかに構想すべきかという問題は手つかずのまま残ってしまった。

多様な人々の声が聴かれるということに、熟議デモクラシー論の可能性がある。熟議は本来すべての人にひらかれたものである。しかし、発達障害者が熟議に十分に参加するためには、熟議の手段となるべきコミュニケーションがもつ限界を克服しなければならない。

コミュニケーション障害は、発達障害者にとってだけの問題ではない。「かれら」に対する「われわれ」のコミュニケーションのあり方が問われている。そしてさらには「われわれ」の間のコミュニケーションが行われる仕方をも見直す必要が生じてくるだろう。発達障害者の抱える本質的な問題は、コミュニケーション能力がない、あるいは低いというのではなく、コミュニケーションの様式が定型発達者とは異なるということである。コミュニケーションに困難を抱える人々を包摂できないという、熟議がはらむ限界を克服するためには、対話の困難が生じる原因を彼らのコミュニケーションのモードの異なりに見るのではなく、異なりを受け入れることのできない既存の熟議のあり方を問わなければならない。そしてそれは、これまで政治的主体としての発達障害者の問題を論じてこなかった政治学の姿勢をも批判的に再検討することにつながるはずである。

発達障害者は脳の機能障害によるインペアメントを抱えている。しかしそれが重篤なディスアビリティになるとしたら、「われわれ」のコミュニケーションのあり方に問題があるはずである。熟議がはらんでいる排除の

問題は、文化的他者や貧困者の問題としてこれまでも議論されてきたけれども、発達障害者の抱えるコミュニケーションの障害は「われわれ」の合意形成のあり方そのものの問い直しを要請している点でラディカルである。発達障害者の抱える困難を問うことは、一見周縁的な問題に思われるが、政治学にとって中心的な課題なのである。

そして、発達障害者が政治的主体として包摂されるべきだという議論を展開すると、政治的主体でなくてもよいと考えられる人々にも関心を向けることになる。脳の機能障害をもつ発達障害者が政治的主体でありうるのに対し、たとえば精神的に未熟な「だけである」未成年者は政治的主体として政治参加できないのはなぜなのか。こうした問いに答えることが今後の課題であろう。

#### 参考文献

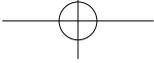
- 綾屋紗月・熊谷晋一郎（2008）『発達障害当事者研究：ゆっくりしていねいにつながりたい』医学書院
- 五野井郁夫（2005）「境界線を越えるデモクラシーとその先に見えるもの」『創文』2005年1-2月号
- 平岩幹男（2012）『自閉症スペクトラム障害：療育と対応を考える』岩波書店
- 市川宏伸「視点・論点 発達障害の正しい理解を！ 2012年08月21日（火）」  
<http://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/400/129584.html>（2014年9月27日取得）
- 柏葉武秀（2010）「リベラリズムと障害者」『応用倫理：理論と実践の架橋』第3巻
- 児島亜紀子（2006）「他者について」『社会問題研究』第55巻第2号
- マーサ・C・ヌスバウム（2006）神島裕子訳『正義のフロンティア』法政大学出版局
- ジョン・ロールズ（2010）川本隆史・福岡聡・神島裕子訳『改訂版 正義論』紀伊國屋書店
- 齋藤純一（2000）『公共性』岩波書店
- （2008）『政治と複数性：民主的な公共性にむけて』岩波書店
- 杉山登志郎（2011）『発達障害のいま』講談社
- 田中耕一郎（2009）「連帯の規範と〈重度知的障害者〉：正義の射程から放逐された人びと」『社会福祉学』第50巻第1号
- （2012）「〈重度知的障害者〉とケアの分配について：「何の平等か」に関する一考察」『北星論集（社）』第49号
- ローナ・ウィング（1998）久保紘章・佐々木正美・清水康夫監訳『自閉症スペクトル：親と専門家のためのガイドブック』東京書籍

- 山田竜作 (2007) 「包摂／排除をめぐる現代デモクラシー理論：「闘技」モデルと「熟議」モデルのあいだ」『年報政治学』2007-1, 木鐸社
- (2010) 「現代社会における熟議／対話の重要性」 田村哲樹編『語る：熟議／対話の政治学』風行社

## 註

1. 高機能とは、知的に障害がないという意味である。発達障害の定義は様々であり、医学の見地や福祉の見地、教育的見地のどこに立つかによっても変わってくるのだが、アメリカ精神医学会が発行する『精神疾患の診断・統計マニュアル第五版』(Diagnostic and statistical manual of mental disorders fifth edition: DSM-5)によれば、発達障害は大きく自閉スペクトラム症 (Autism Spectrum Disorder: ASD) 注意欠如・多動症 (Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder: ADHD), 限局性学習症 (Specific Learning Disorder: LD) の三つから構成されている。本稿で発達障害というとき、主にASDを念頭においている。  
ASDとは、DSM-5によれば社会性及び対人コミュニケーションの困難、過度に強いこだわりや常同行動 (常同行動とは、反復性行動とも呼ばれる。ピョンピョン跳ねる、パチパチ手を打ち鳴らす、壁に頭をゴンゴン打ちつけるなど、同じ動作を繰り返し、周囲からは何を目的にしているかわからない動作を指す。(平岩2012:12)) によって診断される精神障害の一つである。ASDは知的障害のあるカナー型の自閉症から、アスペルガー症候群などの知的障害のない自閉性障害を連続体 (スペクトラム) で捉える概念である。前述した社会的相互交渉の欠如, 対人コミュニケーションの障害, 反復的な活動や興味のパターンに加え, 想像力の発達の欠如も含めた症候が「すべての自閉性障害をつなぐ共通の横糸」(ウイング1998:122) である。ただし、本稿では知的障害の有無を重要な差異だと捉えている。知的に障害がなく、政治的な議論に参加が可能であるという高機能の発達障害者の特徴にこそ注目すべきだと考えているからである。
2. 発達障害研究では、発達障害でない人々のことを「定型発達 (Typically Developing: TD) 者」と呼ぶ。
3. 市川「視点・論点 発達障害の正しい理解を！ 2012年08月21日 (火)」を参考に、一部変更した。<http://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/400/129584.html> (2014年9月27日取得) (9) は杉山 (2011: 234) を参照。
4. ヌสบアウムの議論においては、発達障害者は知的障害者に含まれる。

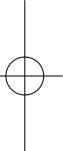
(都市イノベーション学府博士後期課程・都市イノベーション専攻)



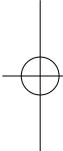
# Developmental Disability as a Political Entity:

## Deliberative Democracy Pitfalls and Communication Disorder

Yumoto Masumi



The purpose of this paper is to discuss the significance of dealing with developmental disabilities as a political entity. In the existing research, cases of developmental disabilities of individuals with no intellectual disability have never been discussed. Between people of “normal” and severe intellectual disabilities, such cases have been overlooked. However, discussing the communication failure of developmental disabilities is a central challenge for political science. Deliberative democracy theory is based on the reasonable narrative, therefore developmental disabilities narrative is excluded. In order to include developmental disabilities as a political entity, it is required not only to reconsider the subject image, but also to rethink the way what of public space political communication constitute in itself. Dealing with communication disorders, it is believed, will provide a new cut in the discussion of communication in political science.



In the first section I will confirm the nature of the communication is assumed in Deliberative democracy theory. In the second section I seek to discuss developmental disabilities and argue that they are appropriate as a perspective of the problem. In the third section, I refer to the discussion of Nussbaum in order to include developmental disabilities as one aspect of the political entity. In the fourth and final section, I pointed out that the discussion of Nussbaum is insufficient, and made new propositions.